

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書

三重県伊勢市（以下「伊勢市」という。）と静岡県袋井市（以下「袋井市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における袋井市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市及び袋井市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び「袋井市原子力災害広域避難計画」に基づき行う袋井市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 伊勢市は、原子力災害時に、袋井市民の生命及び身体を保護するため、三重県内へ避難し、又は一時移転する必要があると認められる場合であって、袋井市から受入要請があったときには、伊勢市が被災し、又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、三重県及び関係機関と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 袋井市が静岡県及び三重県を通じて伊勢市に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

（1）避難所の開設

（2）袋井市による運営体制が整うまでの避難所の運営及び避難所運営に付随する業務

3 避難所の開設等の避難所運営は、袋井市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は伊勢市で対応し、できる限り速やかに袋井市に引き継ぐ。

4 袋井市は、静岡県とともに、国や関係事業者、三重県、伊勢市と連携して、広域避難に係る避難所の運営等に必要となる人員・物資・資機材等を確保し、伊勢市の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

5 袋井市は、三重県及び伊勢市の協力を得て、あらかじめ避難所となる候補施設を可能な範囲で把握しておくものとする。

（広域避難の受入要請等）

第3条 伊勢市に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、袋井市が静岡県及び三重県を通して行うものとする。

2 伊勢市は、三重県と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条第1項の規定による要請を受け、伊勢市が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1箇月以内とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県、三重県が調整する。

（費用の負担）

第5条 避難者の受入れに要した費用は、原則として袋井市が負担するものとする。

2 袋井市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、伊勢市に対し当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第6条 伊勢市及び袋井市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、伊勢市及び袋井市の危機管理担当課長とする。

（協議事項）

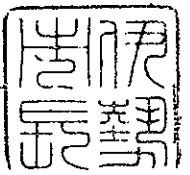
第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、伊勢市及び袋井市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各市が記名・押印の上、各1通を所持する。

令和3年3月25日

三重県伊勢市長

鈴木 健一



静岡県袋井市長

原田 英之

